



株式会社 光岡自動車の 2019 年度
「自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況」について

自動車リサイクル法(使用済み自動車の再資源化等に関する法律)に基づき、株式会社 光岡自動車が、2019 年度(2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日)に実施いたしました*シュレッダーダスト及びエアバック類のリサイクルとフロン類の破棄の状況を公表します。

尚、株式会社 光岡自動車は自動車リサイクル法の規定に則り、自動車リサイクル法の指定法人 公益財団法人自動車リサイクル促進センターと再資源化等契約を締結し、シュレッダーダスト・エアバック類の再資源化とフロン類の破壊を行なっております。

記

① 再資源化等契約を締結した年月日

2004 年 10 月 1 日

② 再資源化(リサイクル)の実施状況

2019 年度(2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日)に引取ったシュレッダーダスト・エアバック類の回収実績、フロン類の破壊実績はありません。

③ 収支の状況

2019 年度に引取ったシュレッダーダスト・エアバック類の実績、フロン類の破壊実績が無い
ため、(財)自動車リサイクル促進センターから払渡しを受けたリサイクル料金及びリサイクルに要した費用はありません。

*シュレッダーダスト:

破砕業者が、廃車ガラ(解体工程で有用部品や廃油廃液等回収し、外枠だけになった状態の車体)を、シュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの。

- 自動車リサイクルに関する一般的な御質問は、「自動車リサイクルシステム」のホームページ(下記 URL)をご覧ください。

<http://www.jars.gr.jp/faq/xfq0200.html>

以上